

鳥取県告示第 268 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、浸水想定区域を指定したので、同条第 3 項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 浸水想定区域を指定した河川の名称
二級河川塩見川水系塩見川
- 2 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県東部総合事務所県土整備局に備え置いて閲覧に供する。）